

岩手県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
歯科伊藤医院	宮古市大通一丁目3番13号	平成25年6月1日
宮古市休日急患診療所	宮古市西町一丁目6番2号	平成25年7月1日
ホンダ歯科クリニック	一関市山目字才天136番地5	〃
医療法人 小笠原内科クリニック	釜石市上中島町三丁目2番20号	〃
つくし薬局一戸店	二戸郡一戸町一戸字向町109番地	〃